

## 道路の位置の指定に関する運用方針

### 第 1 適用

この運用方針は、建築基準法第 4 2 条第 1 項第 5 号の規定に基づき、土地を建築物の敷地として利用するため、道を築造しようとする者が福井県からその位置の指定を受ける場合について適用する。

### 第 2 道路位置指定申請

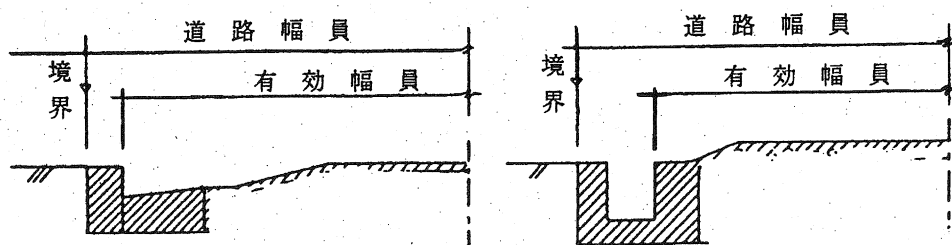
道路の位置の指定を受けようとする者は、申請書正副 3 通（正本 1 通は原本とし、副本 2 通は写し）に、別紙「道路位置指定申請書添付図書一覧」に定める書類を添えて、所管土木事務所に提出するものとする。

### 第 3 指定を受けようとする土地に関する承諾および同意

- 1 道路の位置の指定を受けようとする道路の敷地となる土地の所有者、その土地およびその土地にある建築物（工作物）に関して権利を有する者、位置指定基準に適合するように管理する者の承諾を得ること。
- 2 地元（区長、自治会長等）、農家組合長、土地改良区、道路となる土地に隣接する土地の所有者、排水施設の管理者および接続する道路の管理者など関係者と事前に調整を行い、同意を得ること。

### 第 4 指定を受けようとする道の基準

- 1 最小幅員が有効 4 メートル以上あること。  
なお、この基準中における幅員は次図によることとする。



ただし、コンクリート蓋等で車両通行上支障がない場合は当該側溝等を有効幅員に含めることができる。

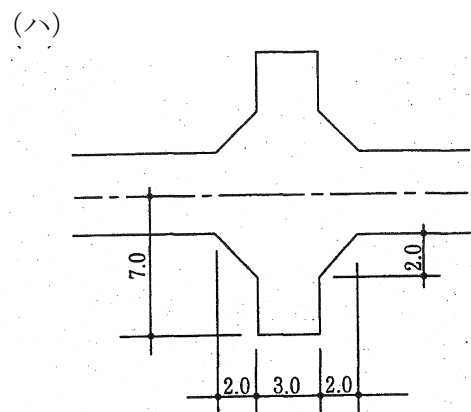
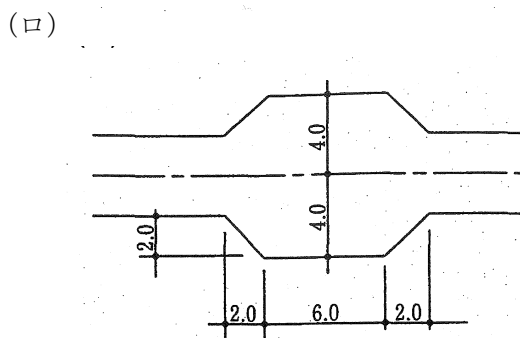
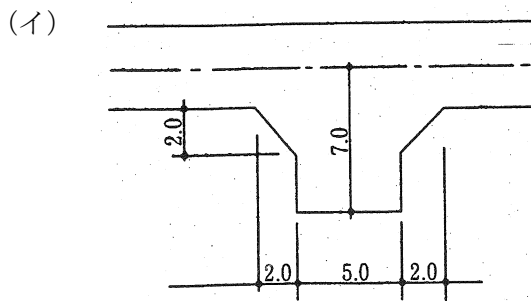
2 両端が他の道路に接続するものであること。ただし、次のイからニまでの一に該当する場合には袋路状道路（その一端のみが他の道路に接続したものをいう。）とすることができる。

イ 終端が公園、広場、河川敷その他これらに類するもので自動車の転回に支障がないものに接続している場合

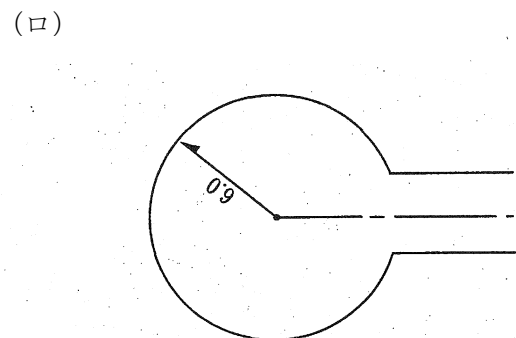
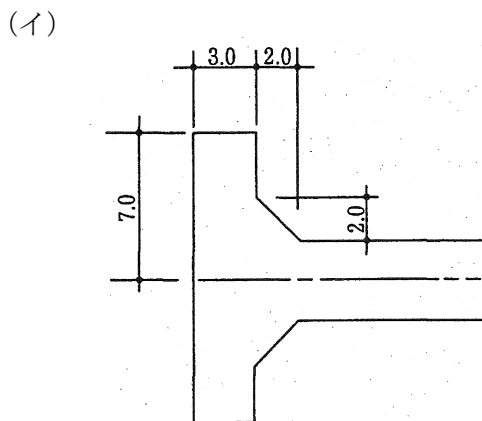
ロ 延長（既存の幅員6メートル未満の袋路状道路に接続する道にあっては、当該袋路状道路が他の道路に接続するまでの部分の延長を含む。ハにおいて同じ。）が35メートル以下の場合

ハ 終端および区間35メートル以内ごとに自動車の転回広場（次図に示すものを標準とする。）を設けた場合

(1) 中間部転回広場



(2) 終端部転回広場



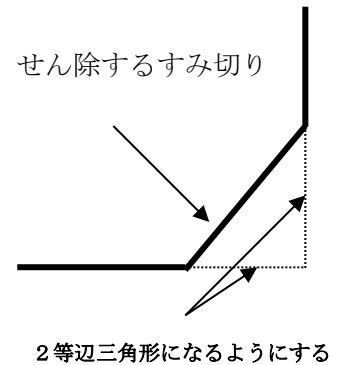
ニ 幅員が6メートル以上の場合

3 道が同一平面で交差し、もしくは接続し、または屈曲する箇所（交差、接続または屈曲により生ずる内角が 120 度以上の場合を除く。）は、次の表に定めるすみ切りをせん除すること。ただし、周囲の状況によりやむを得ないまたはその必要がないと認められる場合においては、この限りでない。

表 すみ切りせん除標準 (m)

道路幅員	交差角	4 m以上 6m未満	6 m以上 8 m未満	8 m以上
4 m以上 6 m未満	90 度前後	3.0		
	60 度前後	4.0		
6 m以上 8 m未満	90 度前後	3.0	5.0	
	60 度前後	4.0	6.0	
8 m以上	90 度前後	3.0	5.0	5.0
	60 度前後	4.0	6.0	6.0

表中のすみ切りせん除は  
下図のとおり



- 4 縦断勾配は、9 パーセント以下であること。ただし、地形等によりやむを得ないと認められる場合は、小区間に限り 12 パーセント以下とすることができる。
- 5 階段状でないものであること。ただし、避難および通行の安全上支障がないと認められる場合はこの限りでない。
- 6 砂利敷きその他ぬかるみとならない構造（原則としてアスファルトまたはコンクリートで舗装すること）であり、かつ雨水排水に必要な横断勾配が付されていること。
- 7 道およびこれに接する敷地内の排水に必要な側溝、街渠その他の施設を設けたものであること。

#### 第5 位置の指定を受けた道路の標示

位置の指定を受けた道路である旨を標示するためのコンクリート造または石造のくいを起点および終点に設置しなければならない。

#### 第6 指定を受けようとする道路の地籍

道路の位置の指定を受けようとする土地（指定申請後、所要の工事を伴うものにあつては工事完了後）については、1筆の公衆用道路として登記しておかなければならない。